

# 参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和8年7月9日

福岡市環境局脱炭素事業推進課

## 1. 公募の趣旨

ペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽光の設置が出来なかった耐荷重の小さい屋根や壁面、窓面等への設置が可能であり、国もGXの牽引役や戦略17分野の1つとして期待する技術であることから、電力需要に対し創エネ余地が少ないという本市（都市部）の課題を克服し、新たな創エネモデルを確立できる「キーテクノロジー」である。

本事業は、市が掲げる「2040年度温室効果ガス排出量実質ゼロ」の目標達成に向け、市有施設への率先的なペロブスカイト太陽電池の導入を進め、合わせて市内需要家や施工事業者向けに効果的な啓発を行うことで、全国に先駆けて市内への実装拡大を目指すものである。

現在、国の補助要件を満たす国産ペロブスカイト太陽電池の確保および設置が可能な事業者について、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定である。ついては、当該特定の者以外の者であって、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を求める公募を実施する。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、企画競争を実施する予定である。

## 2. 請負契約等の概要

### (1) 業務件名

令和8年度次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）率先導入等委託事業

### (2) 業務内容

国産ペロブスカイト太陽電池<sup>※1</sup>について、以下の業務を受託するものとする。  
また、本事業による国産ペロブスカイト太陽電池の施工期間および、環境省補助事業活用における協力は環境省補助事業公募要領に準じる。

- ・ 別紙 仕様書（案）のとおり

※1 本業務における国産ペロブスカイト太陽電池の定義

環境省が行う「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太

陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業)」における要件を満たしたフィルム型ペロブスカイト太陽電池を示す。

(3) 履行期間 (予定)

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった見積もり合わせの手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。
- (3) 本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 最近2年間、本社所在地の消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者 (更正手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法 (平成16年法律第75号。) 第15条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第511条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。) 第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例 (平成22年条例第30号。以下同じ。) 第2条第2号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 4. 公募要件

- (1) 別紙 仕様書(案)に記載の全ての業務を適切に遂行できる事業者であること。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

#### 5. 手続等

##### (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

###### ① 配布期間

令和8年7月10日 ～ 令和8年7月24日までの(閉庁日を除く。)  
9時から17時まで(12時から13時までを除く。)

###### ② 配布場所

4ページ「6. 配布場所・提出場所・問い合わせ先」に記載の、福岡市環境局  
脱炭素社会推進部脱炭素事業推進課

###### ③ 配布方法

配布場所において配布する。

###### ④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書、参考図面

##### (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

###### ① 提出期間

令和8年7月10日 ～ 令和8年7月24日までの(閉庁日を除く。)  
9時から17時まで(12時から13時までを除く。)

###### ② 提出場所

4ページ「6. 配布場所・提出場所・問い合わせ先」に記載の、福岡市環境局  
脱炭素社会推進部脱炭素事業推進課

###### ③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

##### (3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請

負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 配布場所・提出場所・問い合わせ先

福岡市環境局脱炭素社会推進部脱炭素事業推進課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4204（担当：江澤、永田）

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続き又は当該公募手続きにより行うこととなった企画競争等を中止する場合があること。

8. その他詳細は公募説明書による。